医薬品の名称	予定される効能、効果又は対象疾病	申請者の氏名又は名称及び住所	指定年月日
ボリノスタット	皮膚T細胞性リンパ腫	萬有製薬株式会社　東京都千代田区九段北一丁目十三番十二号	平成二十二年六月十六日
BLB−750（細胞培養H5N1インフルエンザワクチン）	H5N1インフルエンザの予防	バクスター株式会社　東京都中央区晴海一丁目八番十号	平成二十二年六月十六日
ミジスマーゼ（遺伝子組換え）	特発性肺線維症	株式会社LTTバイオファーマ　東京都港区海岸一丁目二番二十号	平成二十二年六月十六日
アナグレリド塩酸塩	本態性血小板血症	シャイアー　ファーマシューティカルズ　アイルランド　リミテッド　アイルランド　ダブリン　二十四　シティウェスト　ビジネス　キャンパス　リバーウォーク五	平成二十二年七月二日

○厚生労働省告示第三百一号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条第二項及び第三項の規定に基づき、平成二十二年八月一日（以下「適用日」という。）以後の同条第一項第五号に規定する自動変更対象額（以下単に「自動変更対象額」という。）を三千九百五十円に変更する。ただし、適用日前の期間に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。以下「法」という。）の規定による年金たる保険給付並びに適用日前に支給すべき事由の生じた法の規定による休業補償給付、障害補償一時金、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償一時金、遺族補償年金前払一時金及び葬祭料並びに休業給付、障害一時金、障害年金差額一時金、障害年金前払一時金、遺族一時金、遺族年金前払一時金及び葬祭給付に係る自動変更対象額については、なお従前の例による。適用日前に死亡した労働者に関し法第十六条の六第一項第二号（法第二十二条の四第三項において準用する場合を含む。）の場合に支給される遺族補償一時金又は遺族一時金であって、適用日以後に支給すべき事由の生じたもの及び適用日前に障害補償年金を受ける権利を有することとなった労働者の当該障害補償年金に係る障害補償年金差額一時金又は適用日前に障害年金を受ける権利を有することとなった労働者の当該障害年金に係る障害年金差額一時金であって、適用日以後に支給すべき事由の生じたものに係る自動変更対象額についても、同様とする。

平成二十二年七月二十三日

厚生労働大臣　長妻　昭

○厚生労働省告示第三百二号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第九条の四第七項の規定に基づき、平成二十二年八月一日から平成二十三年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付若しくは休業給付又は平成二十二年八月から平成二十三年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る同法第八条の二第二項各号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める額とする。

平成二十二年七月二十三日

厚生労働大臣　長妻　昭

年齢階層の区分	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第一号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額	労働者災害補償保険法第八条の二第二項第二号（同法第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める額
二十歳未満	四、三二五円	一一、七七四円
二十歳以上二十五歳未満	四、九二九円	一一、七七四円
二十五歳以上三十歳未満	五、五七六円	一三、〇五三円
三十歳以上三十五歳未満	六、一〇二円	一六、〇五九円
三十五歳以上四十歳未満	六、五五一円	一八、五三五円
四十歳以上四十五歳未満	六、七六二円	二二、一〇七円
四十五歳以上五十歳未満	六、七〇一円	二三、七九五円
五十歳以上五十五歳未満	六、二八六円	二四、四五五円
五十五歳以上六十歳未満	五、五六〇円	二三、二二七円
六十歳以上六十五歳未満	四、六三八円	二〇、七九四円
六十五歳以上七十歳未満	三、九五〇円	一五、二四六円
七十歳以上	三、九五〇円	一二、七七四円

○厚生労働省告示第三百三号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第八条の三第一項第二号（同法第八条の四において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十二年八月から平成二十三年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付又は平成二十二年八月一日から平成二十三年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた同法の規定による障害補償一時金若しくは遺族補償一時金若しくは障害一時金若しくは遺族一時金に係る給付基礎日額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を次のとおり定める。

平成二十二年七月二十三日

厚生労働大臣　長妻　昭

労働者災害補償保険法第8条第1項の算定事由発生日の属する期間	給付基礎日額の算定に用いる率（単位%）
昭和22年9月1日から昭和23年3月31日まで	20,111
昭和23年4月1日から昭和24年3月31日まで	7,313
昭和24年4月1日から昭和25年3月31日まで	4,055
昭和25年4月1日から昭和26年3月31日まで	3,500
昭和26年4月1日から昭和27年3月31日まで	2,861
昭和27年4月1日から昭和28年3月31日まで	2,468
昭和28年4月1日から昭和29年3月31日まで	2,174
昭和29年4月1日から昭和30年3月31日まで	2,052
昭和30年4月1日から昭和31年3月31日まで	1,962
昭和31年4月1日から昭和32年3月31日まで	1,851
昭和32年4月1日から昭和33年3月31日まで	1,787
昭和33年4月1日から昭和34年3月31日まで	1,761
昭和34年4月1日から昭和35年3月31日まで	1,654
昭和35年4月1日から昭和36年3月31日まで	1,556